



US Topics

October 15, 2009

PRICEWATERHOUSECOOPERS 

■ 目次

FASBが自己株式貸出契約に関する会計基準アップデートを公表
FASBが組込クレジット・デリバティブの範囲除外に関するコメントを募集
その他のFASB関連記事
純資産価値を使ったオルタナティブ投資の公正価値測定に関するPwC DataLine
PwCが公正価値測定の改善に関するFASB案へのコメントを公表
SECが戦略計画に対するコメントを募集

■ FASBが自己株式貸出契約に関する会計基準アップデートを公表

FASBは、2009年6月に発生問題専門委員会(EITF)によって合意に達した Issue 09-1「転換社債発行もしくはその他の資金調達計画段階における自己株式貸出契約の会計処理」に関する合意事項を成文化する、会計基準アップデート(ASU) No. 2009-15を公表しました。企業は転換社債売出に関連して自己株式貸出契約を締結する場合があります。一般的な契約では、企業(株式の貸手)は投資銀行(株式の借手)に対してわずかな料金で株式を発行すると、投資銀行はその株式を転換社債の最終的な投資家との持分デリバティブ契約(オプション、フォワード、総利回りスワップ等)の締結に使用します。この転換社債の満期もしくは転換時において、投資銀行は借り入れた株式を企業に返還する義務を負います。

ASU 2009-15は、これらの契約の会計処理方法に関するガイダンスを株式の貸手に提供するため、FASB 会計基準 Codification(the Codification)をアップデートするものです。具体的には、株式の貸手は自己株式貸出契約の公正価値を社債の発行費用として計上しなければなりません(社債発行費用の償却は、関連する転換社債契約の全般的予想費用を増加されることとなります)。かかる発行済株式は、相手方が債務不履行とならない限り、基本および希薄化後の1株あたり利益(EPS)の計算からは除外されます。債務不履行の発生可能性が高い場合には、費用は、株式の公正価値から見積回収可能額を控除した(および資本と相殺した)金額で認識します。

このガイダンスは2009年6月15日以降に開始する期中期間および年度期間における新規の自己株式貸出契約に適用されます。既存の契約については、このガイダンスは2009年12月15日以降に開始する会計年度から適用となり、発効日現在において未決済の契約に対し遡及的に適用しなければなりません。

▼ この ASU 2009-15 の全文は以下の FASB ウェブサイトからご覧いただけます。

<http://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=Page&pagename=FASB%2FPAGE%2FSectionPage&cid=1176156316498>

■ FASBが組込クレジット・デリバティブの範囲除外に関するコメントを募集

FASBは、「デリバティブとヘッジ(Topic 815) — 組込クレジット・デリバティブに関する範囲除外」と題した会計基準アップデート(ASU)の公開草案を公表しました。Codification以前は、FASBはこのガイダンスを適用上の問題案C22として検討していました。

このASU案は、証券化金融資産における受益者持分のための組込クレジット・デリバティブに関する範囲除外を明確化することをその目的としています。この案では、金融商品の他の金融商品に対する劣後の形式によるクレジット・リスクの移転に対する範囲除外を制限しています。また、範囲除外の適用や、範囲除外が適用されない場合に要求される分析について説明した、新規および修正された事例が記載されています。

このASU案へのコメント募集は11月12日まで。

▼ このASU案の全文は以下のFASBウェブサイトからご覧いただけます。

<http://www.fasb.org/cs/BlobServer?blobcol=urldata&blobtable=MungoBlobs&blobkey=id&blobwhere=1175819797093&blobheader=application%2Fpdf>

■ その他のFASB関連記事

会議の概要: 10月14日の会議において、FASBは(1)金融商品の会計処理、(2)収益の認識、(3)特定の偶発損失の開示に関するプロジェクトについて議論を行いました。この会議の詳細については以下のFASBウェブサイトをご覧ください。

http://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=FASBContent_C&pagename=FASB%2FFASBContent_C%2FActionAlertPage&cid=1176156416898

次回の公開会議: FASBは10月21日に会議を開催予定です。金融商品の会計処理のプロジェクトに関する議論が予定されています。この会議の詳細については以下のFASBウェブサイトをご覧ください。

<http://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=Page&pagename=FASB%2FFPage%2FSectionPage&cid=1218220079452>

プロジェクトの更新: FASBは以下のプロジェクトの概要を更新しました。

- 非継続事業の報告
http://www.fasb.org/discontinued_operations.shtml
- 石油およびガスに関する開示
http://www.fasb.org/oil_and_gas_disclosures.shtml
- ゴーイング・コンサーン
http://www.fasb.org/going_concern.shtml
- 収益認識
http://www.fasb.org/revenue_recognition.shtml
- 特定の偶発損失の開示
http://www.fasb.org/accounting_for_contingencies.shtml

■ 純資産価値を使ったオルタナティブ投資の公正価値測定に関するPwC DataLine

DataLine 2009-46において、PwCは最近公表されたASU 2009-12「1株当たりの純資産価値(もしくはその同等物)を計算する特定の事業体に対する投資」について論じています。このASUは、ヘッジ・ファンド、プライベート・エクイティ・ファンド、ベンチャー・キャピタル・ファンド等の特定のオルタナティブ投資の公正価値を企業がどのように測定すべきかに関する追加的なガイダンスを提供するために、Codificationをアップデートするものです。このガイダンスは企業に対し、そのような投資が純資産価値(NAV)以外の価額で売却される可能性が高い場合を除き、便宜的措置として、その公正価値をNAVを使って決定することを認めています。また、オルタナティブ投資の各主要分類に関する新しい開示を要求しています。このガイダンスは、2009年12月15日より後に終了する最初の年度もしくは期中報告期間から適用となり、早期適用も認められています。

▼ CFOdirect Network のメンバーは、このDataLineの全文を以下のウェブサイトからご覧いただけます。
<http://cfodirect.pwc.com/CFODirectWeb/Controller.jp?ContentCode=AALN-7WMQF2&SecNavCode=TMCB-4L9HAT&ContentType=Content>

■ PwCが公正価値測定に関するFASB案へのコメントを公表

今週、公正価値測定に関する開示の改善案に関してFASBにコメントレターを提出しました。この提案は、ASC 820-10「公正価値の測定と開示 - 全般」を修正して、(1) level 3 の測定に関する感応度分析、(2) level 1 測定とlevel 2 測定間の振替の詳細、および (3) level 3 ロールフォワード内のアクティビティの総額表示、の3つの新たな主要開示規定を追加しようとするものです。また、公正価値測定の内訳開示に関する既存の2つの公正価値開示規定、およびインプットおよび評価技法に関する開示を明確化するための修正も含まれています。

このコメントレターの中で、PwCは、level 3 の感応度分析に関する開示規定は、主要な前提条件や判断はいつどのように記録され、財務諸表に伝達されるかに関する全般的なフレームワークを含むより幅広い開示プロジェクトの一部として検討すべきであると提言しています。PwCの提言は、累積的な開示が財務諸表の利用者にとって有用な情報に結びついていかどうかについての検討がなされることなく、著しい増加を続けている開示によって財務諸表作成者に課される負担に対する全般的な懸念に基づくものです。

▼ CFOdirect Networkのメンバーは、この提案の他の側面に関するPwCの見解を含む、このコメントレターの全文は以下のウェブサイトからご覧いただけます。
<http://cfodirect.pwc.com/CFODirectWeb/Controller.jp?ContentCode=EDYR-7WSMKA&SecNavCode=ASPP-4MMPBF&ContentType=Content>

■ SECが戦略計画に対するコメントを募集

SECは「2010年度から2015年度のための戦略計画」草案のパブリック・コメント募集を公表した。この草案は2010年度から2015年度におけるSECのミッション、ビジョン、意義、戦略目標、計画的イニシアティブ、業績指標を表明するものです。独立した基準設定団体による高品質な会計基準の促進への継続的な取り組みと、単一の高品質なグローバル会計基準への支持が記載されています。

この戦略計画草案へのコメント募集は11月16日まで。

▼ この草案の全文は以下のSECウェブサイトからご覧いただけます。
<http://www.sec.gov/about/secstratplan1015.htm>

お問い合わせ: あらた監査法人(ブランド&コミュニケーションズ)

東京都千代田区丸の内1丁目5番1号
新丸の内ビルディング32階(〒100-6532)
電話: 03-6858-0179(直通)
メールアドレス: aaratapr@jp.pwc.com

あらた監査法人は、世界 153 カ国に 155,000 人のスタッフを擁するプライスウォーターハウスクーパース(PwC)のメンバーファームです。PwC のメンバーファームとして、会計および監査において PwC の手法に完全に準拠した国際的なベストプラクティスを採用し、PwC のグローバルネットワークで培われた経験、専門知識、リソースを最大限に活用し、日本において国内企業および国際企業に対して、国際水準の高品質な監査を提供していきます。

© 2009 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved. "PricewaterhouseCoopers" refers to PricewaterhouseCoopers Aarata or, as the context requires, the PricewaterhouseCoopers global network or other member firms of the network, each of which is a separate and independent legal entity.